

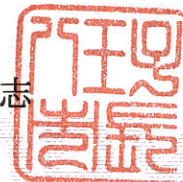
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都八王子市川口町1901番地8

氏名 株式会社ガイア
代表取締役 黒田 信彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

八王子市長 石 森 孝 志



許可の年月日 令和 5年 1月18日

許可の有効年月日 令和10年 1月17日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、
鉱さい、がれき類、ばいじん(石綿含有産業廃棄物を含む) (水銀使用製品産業廃棄物を含む)
(水銀含有ばいじん等を含む)

(以上16種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（廃蛍光ランプ及び特定家庭用機器廃棄物再商品化法対象物に限る）、
金属くず（廃蛍光ランプ、廃乾電池及び特定家庭用機器廃棄物再商品化法対象物に限る）、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光ランプ及び特定家庭用機器廃棄物
再商品化法対象物に限る）、汚泥（廃乾電池に限る）(石綿含有産業廃棄物を除く) (水銀使用製品産業廃棄物を含む)
(水銀含有ばいじん等を除く)

(以上4種類)

2 積替え保管施設（詳細は裏面の通り）

所在地： 東京都八王子市戸吹町1467番3、1468番3

3 許可の条件

- 積替え保管は本市の承認を得た方法により行うこと。
- 積替え保管施設の作業時間は、原則として9時から18時までとする。
- 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行い、他人にこれを委託してはならない。

4 許可の更新・変更の状況

令和 5年 1月18日 新規許可

令和 5年 7月 4日 変更届（法人の代表者の変更）

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

(裏面)

2 積替え保管施設

所在地 東京都八王子市戸吹町1467番3、1468番3

施設面積： 849.00 m²

最大保管高： 1.50 m

廃棄物の種類	高さ	保管量	注記
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃蛍光灯(水銀使用製品産業廃棄物)に限る)	0.90 m	0.40 m ³	200リットルドラム缶 2本
汚泥、金属くず(廃乾電池(水銀使用製品産業廃棄物)に限る)	0.90 m	0.20 m ³	200リットルドラム缶 1本
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (特定家庭用機器再商品化法対象物に限る)	1.50 m	3.00 m ³	物置内直置き
保管量合計		3.60 m ³	

(以下余白)